

パブリックコメント（意見募集）

恵那市ふれあいエコプラザ条例の一部改正（案）への意見

令和3年6月、条例公布日より恵那市ふれあいエコプラザ条例を下記変更（案）のとおり改正いたします。

第2条の次に次の1条を加える。

（施設）

第2条の2 プラザに次の施設を置く。

（1） 屋内施設

（2） 屋外回収施設

第5条を次のように改める。

（休館日）

第5条 プラザの休館日は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日とする。

（1） 屋内施設 日曜日及び月曜日並びに12月29日から翌年1月3日までの日

（2） 屋外回収施設 年中無休

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めたときは、あらかじめ市長の承認を得て、休館日を変更することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

【変更理由】

・24時間回収可能な屋外回収場の設置により条例中の施設設定、運営日、運営時間等の変更が必要であるため。

・新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、来場者の分散を考え、場外回収場を設置したことによる来場者の三密の回避、さらに屋内施設の休館を日曜日と月曜日にするにより日曜日の来場者を分散させ密集・密接を避け、来場者に安心な施設運営を行う。

・平成25年より施行されている障がい者優先調達推進法基本方針では、物品や役務の提供に障害者支援施設に配慮した納期を設定するよう努めることとされている。障がい者雇用において、屋内施設の休館を日曜日と月曜日にするにより労働環境を整えていく配慮を行う。